



島根県報

平成31年3月15日（金）

第3,091号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則	（障がい福祉課）	2
島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則	（水産課）	21

【告 示】

指定施業要件の変更予定保安林（2件）	（森林整備課）	21
車両制限令の規定による道路の指定（2件）	（道路維持課）	22

【公 告】

平成30年度後期技能検定試験の合格者	（雇用政策課）	23
開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	27

【特定調達公告】

空港用5,000立級化学消防車の調達に係る一般競争入札の実施	（港湾空港課）	27
--------------------------------	---------	----

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		29
---	--	----

【公安規則】

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	（警察本部）	30
------------------------	--------	----

公布された条例等のあらまし

◇島根県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（規則第11号）

1 規則の概要

処分をする相手方に当該処分に係る取消訴訟の被告とすべき者、出訴期間等を教示するよう様式を改正することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則（規則第12号）

1 規則の概要

(1) 新規漁業着業支援運転資金及び長期漁船建造資金に係る融資利率を改めることとした。（別表関係）

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成31年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第11号

島根県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

島根県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年島根県規則第12号）の一部を次のように改正する。

様式第 4 号及び様式第 5 号を次のように改める。

様式第4号 (第4条関係)

加入等承認通知書

年 月 日

様

島根県知事



年 月 日付けで申込みのあった島根県心身障害者扶養共済制度〔への加入
における口数追加〕は、申込みの

とおり承認いたします。なお、掛金の額等は次のとおりです。

		加入番号					
口 数 追 加	有 ・ 無						
掛 金 の 額	月額金 円 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 2em;">[</td> <td>一口目の額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>二口目の額</td> <td>円</td> </tr> </table>		[一口目の額	円	二口目の額	円
[一口目の額	円					
	二口目の額	円					
掛金の納付方法	〔島根県指定金融機関に払い込むこと。〕						
第1回掛金の納付期限	年 月 日						
加入等の効力発生の日	年 月 日 <p style="margin-left: 20px;">ただし、第1回の掛金を納付しないときは、加入等の効力はこの日に発生しない場合があります。</p>						
備 考							

(教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)

様式第5号（第4条関係）

加入等不承認通知書

年 月 日

様

島根県知事



年 月 日付けで申込みのあった島根県心身障害者扶養共済制度〔への加入〕
における口数追加〕は、次の理由

により承認できませんので通知します。

理 由

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。）。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。）。

様式第6号の2及び様式第6号の3を次のように改める。

様式第6号の2 (第5条の2関係)

加入番号

掛金減免決定通知書

年 月 日

様

島根県知事



年 月 日付で申請のあった掛金の減免については、次のとおり決定したので通知します。

減 免 の 内 容	1 全部免除 (一口目掛金・二口目掛金) 2 一部免除 一口目掛金月額 円を 円に減額 二口目掛金月額 円を 円に減額
減 免 の 期 間	年 月分から 年 月分まで ただし、途中で減免理由が消滅したときは、その月分までとする。
備 考	

(教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)

様式第6号の3 (第5条の2関係)

加入番号

掛金減免申請不承認通知書

年 月 日

様

島根県知事



年 月 日付で申請のあった掛金の減免については、次の理由により減免をしないことに決定したので通知します。

(理由)

(教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)

様式第10号を次のように改める。

様式第10号 (第6条関係)

加入番号

年金給付決定通知書

年 月 日

様

島根県知事



年 月 日付けで請求のあった島根県心身障害者扶養共済制度条例第7条に規定する年金の給付については、次のとおり決定しましたので通知します。

年金の額	月額 円
口数追加による加算の有無	有 ・ 無
支払開始年月	年 月
支払期日	毎月 日
支払場所	
備考	

(教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)

様式第12号を次のように改める。

様式第12号 (第6条関係)

年金不支給決定通知書

年 月 日

様

島根県知事



年 月 日付けで請求のあった島根県心身障害者扶養共済制度条例第7条に規定する年金の給付については、次の理由により支給しないことに決定しましたので通知します。

加 入 番 号		死亡・重度障害者 (加入者)の氏名	
心 身 障 害 者 の 氏 名		年 金 管 理 者 の 氏 名	
理 由			

(教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)

様式第14号及び様式第15号を次のように改める。

様式第14号 (第8条関係)

年金証書番号

年金支給停止決定通知書

年 月 日

様

島根県知事



島根県心身障害者扶養共済制度条例第7条の規定により支給されている年金は、次のとおり支給を停止することに決定しましたので通知します。

おって、年金支給停止の事由が消滅したときは、速やかに、その旨をお届けください。

年金支給停止の事由	
年金支給停止の期間	年 月 から上記の年金支給停止の事由が消滅した日の属する月の前月まで
備 考	

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)

様式第15号 (第8条関係)

年金証書番号

年金支給停止解除決定通知書

年 月 日

様

島根県知事



年 月 日付け年金支給停止事由消滅届書により、次のとおり年金の支給停止を解除しましたので通知します。

支給停止を解除する年月	年 月 から
備 考	

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)

様式第17号及び様式第18号を次のように改める。

様式第17号 (第9条関係)

加入番号

弔慰金給付決定通知書

年 月 日

様

島根県知事

印

年 月 日付けで請求のあった島根県心身障害者扶養共済制度条例第13条に規定する弔慰金の給付については、次のとおり決定しましたので通知します。

弔 慰 金 の 額	金 円
口 数 追 加 に よ る 加 算 の 有 無	有 ・ 無
支 払 年 月 日	年 月 日
支 払 場 所	
備 考	

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)

様式第18号（第9条関係）

加入番号

弔慰金（加算額）不支給決定通知書

年 月 日

様

島根県知事



年 月 日付で請求のあった島根県心身障害者扶養共済制度条例第13条に規定する弔慰金の給付については、次の理由により支給しないことに決定しましたので通知します。

理 由

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。）。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。）。

様式第18号の3及び様式第18号の4を次のように改める。

様式第18号の3 (第9条の2関係)

加入番号

脱退一時金給付決定通知書

年 月 日

様

島根県知事



年 月 日付けで請求のあった島根県心身障害者扶養共済制度条例第13条の2に規定する脱退一時金の給付については、次のとおり決定しましたので通知します。

脱 退 一 時 金	金 円
口 数 追 加 に よ る 加 算 の 有 無	有 ・ 無
支 払 年 月 日	年 月 日
支 払 場 所	
備 考	

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)

様式第18号の4 (第9条の2関係)

加入番号

脱退一時金不支給決定通知書

年 月 日

様

島根県知事



年 月 日付けで請求のあった島根県心身障害者扶養共済制度条例第13条の2に規定する脱退一時金の給付については、次の理由により支給しないことに決定しましたので通知します。

理 由

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第12号

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則

島根県漁業振興資金融資規則（平成12年島根県規則第102号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「島根県漁業信用基金協会」を「全国漁業信用基金協会」に改める。

別表新規漁業着業支援運転資金の項中「1.75パーセント」を「1.55パーセント」に改め、同表長期漁船建造資金の項中「0.8パーセント」を「0.9パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の島根県漁業振興資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後の知事の認定に係る融資について適用し、同日前の知事の認定に係る融資については、なお従前の例による。

告**示****島根県告示第166号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成31年 3 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

邑智郡邑南町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

邑智郡邑南町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第167号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年 3 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市金城町宇津井1108-2 から1108-5 まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第168号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項の規定により告示する。

平成31年 3 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 路線名及び区間

道路の種類	路 線 名	区 間
県道	出雲多伎インター線	出雲市多伎町多伎118番20地先から同町久村2323番1地先まで

2 指定期日

平成31年 3 月17日

島根県告示第169号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項の規定により告示する。

平成31年 3月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
県道	出雲多伎インター線	出雲市多伎町多伎118番20地先から同町久村2323番1地先まで

2 指定期日

平成31年 3月17日

公 告

平成30年度後期技能検定試験の合格者は、次のとおりである。

平成31年 3月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

特級技能検定

金属熱処理

A 甲0001 A 甲0005

機械加工

A 甲0003

工場板金

B 0001

仕上げ

B 0001

機械検査

B 0001

建設機械整備

B 0001

1級技能検定

さく井（ロータリー式さく井工事作業）

A 甲0001 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007 A 甲0008 A 甲0009

機械検査（機械検査作業）

C 0002 C 0003

空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 C 0001

油圧装置調整（油圧装置調整作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 C 0001

農業機械整備（農業機械整備作業）

A 甲0001 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007 A 甲0008 A 甲0009 C 0001

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

A 甲0001

石材施工（石材加工作業）

D0001

石材施工（石張り作業）

D0001

建築大工（大工工事作業）

A 甲0001 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007 B 0001 B 0002 B 0003

かわらぶき（かわらぶき作業）

B 0001

配管（建築配管作業）

A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0009 A 甲0010 A 甲0011 A 甲0018 B 0002 B 0003

C 0001

厨房設備施工（厨房設備施工作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 C 0001

鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業）

C 0001 C 0002 C 0005

鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

B 0001 B 0002

コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

A 甲0001 A 甲0002

防水施工（アスファルト防水工事作業）

C 0001

防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業）

C 0001 C 0002

防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業）

A 甲0001 C 0003

防水施工（改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）

C 0002 C 0003

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 C 0001

内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事作業）

D0001

ガラス施工（ガラス工事作業）

A 甲0001 B 0001 C 0001

機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

A 甲0002 C 0001

金属材料試験（組織試験作業）

A 甲0001

塗装（鋼橋塗装作業）

A甲0001 A甲0002 C0001 C0002 C0003 C0004

2級技能検定

さく井（ロータリー式さく井工事作業）

A甲0001 B0001

工場板金（機械板金作業）

A甲0001

機械検査（機械検査作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0004 A甲0007 B0001 C0002 C0003 C0004

電気機器組立て（シーケンス制御作業）

C0003 C0004

空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

A甲0002 A甲0003 A甲0004

油圧装置調整（油圧装置調整作業）

A甲0001

縫製機械整備（縫製機械整備作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 B0001

農業機械整備（農業機械整備作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0005 A甲0007 A甲0009 A甲0010 A甲0012 A甲0013 B0001

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 C0001

菓子製造（洋菓子製造作業）

A甲0001 A甲0003

菓子製造（和菓子製造作業）

A甲0002 B0001

建築大工（大工工事作業）

A甲0002 A甲0004 A甲0005 A甲0006 B0003 C0001

かわらぶき（かわらぶき作業）

A甲0003 C0002 C0003

配管（建築配管作業）

A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0009 A甲0010 A甲0011 A甲0012 B0002 B0004
B0005 B0006 C0002

厨房設備施工（厨房設備施工作業）

C0001

型枠施工（型枠工事作業）

A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005

鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業）

C0001

鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

A甲0001 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008

コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

A甲0001 A甲0002

防水施工（アスファルト防水工事作業）

A甲0001

防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業）

C0001

ガラス施工（ガラス工事作業）

C0001 C0002

機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

A甲0003 C0003

金属材料試験（機械試験作業）

C0001

金属材料試験（組織試験作業）

B0001 C0001

塗装（鋼橋塗装作業）

A甲0001 C0001

3級技能検定

造園（造園工事作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0004 A甲0005 A甲0007 A甲0008 A甲0009 A甲0010 A甲0011

機械加工（普通旋盤作業）

A甲0001 A甲0003

機械検査（機械検査作業）

A甲0001 A甲0004 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0009 A甲0010 A甲0011 A甲0012 A甲0013

A甲0014 A甲0015 A甲0016 A甲0017 A甲0018 A甲0019 A甲0020 A甲0021 A甲0022 A甲0025

A甲0026 A甲0027 B0001 C0001 C0002

電気機器組立て（シーケンス制御作業）

A甲0007 A甲0008 A甲0011 A甲0012

建築大工（大工工事作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0004 A甲0005 A甲0007 A甲0008 A甲0013 A甲0014 A甲0021 A甲0023

A甲0024 A甲0025 A甲0026 A甲0027 A甲0028 A甲0029 A甲0030 A甲0031 A甲0033 A甲0034

A甲0035 A甲0036 A甲0037 A甲0038 A甲0039 A甲0040 A甲0043 A甲0044 A甲0045 A甲0046

A甲0047 A甲0048 B0001 C0001

かわらぶき（かわらぶき作業）

A甲0001

配管（建築配管作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0009 A甲0010 A甲0011 A甲0012 C0001

型枠施工（型枠工事作業）

A甲0001

機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

A甲0002 A甲0004

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年3月15日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 開発区域

安来市飯島町字中島719番1、720番1

面積 2,294.41平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取県米子市義方町11番26号

株式会社 佐嶋工務店

代表取締役 佐嶋 省一

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成31年3月15日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

空港用5,000立級化学消防車の調達 1台

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

平成33年3月31日（水）

(4) 納入場所

島根県出雲市斐川町沖洲2633-1 出雲空港管理事務所

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加

資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「5車両船舶類」小分類「(1)車両類」に登録されている者であること。

- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県土木部港湾空港課空港整備グループ

電話 0852-22-5934 F A X 0852-31-6247

電子メール kouwankuukouka-kanrisya@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

ア 交付期間

本公告の日から平成31年4月12日（金）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

(7) 4の場所

(4) 島根県ホームページ上 (https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、平成31年4月12日（金）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び調達物件提案書を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 入札の日時、場所等

ア 日時

平成31年4月26日（金）午後1時30分まで

イ 場所

平成31年4月26日（金）午後1時までは4の場所とし、それ以降は(2)イの開札場所とする。

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、平成31年4月26日（金）午前10時までに到着していること。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年4月26日（金）午後1時30分

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県南庁舎5階 災害対策室

8 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (4) 入札執行の取りやめ又は延期
不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。
- (5) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (6) 落札者の決定方法
島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 契約書作成の要否
要する。
- (8) 不当介入への対応
入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県土木部港湾空港課に報告するとともに警察に通報すること。
なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (9) その他
詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Airport Crash Tenders
- (2) Time limit for tender : 1 : 30 p.m. April 26, 2019
(Bids by post must be received by 10 : 00 a.m. on April 26, 2019)
- (3) Contact point for the notice : Harbor and Airport Division, Shimane Prefectural Government, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan
TEL : 0852-22-5934

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを

合算して得た数) は次のとおりである。

平成31年 3月15日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- | | | |
|---|---|---------|
| 1 | 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 11,465 |
| 2 | 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) | 162,207 |
| 3 | 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) | |
| | 松江選挙区 | 56,184 |
| | 浜田選挙区 | 15,346 |
| | 出雲選挙区 | 47,484 |
| | 益田選挙区 | 13,176 |
| | 大田選挙区 | 9,944 |
| | 安来選挙区 | 10,994 |
| | 江津選挙区 | 6,720 |
| | 雲南・飯石選挙区 | 12,417 |
| | 仁多選挙区 | 3,695 |
| | 邑智選挙区 | 5,429 |
| | 鹿足選挙区 | 3,963 |
| | 隠岐選挙区 | 5,731 |
| 4 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) | 162,207 |

公 安 委 員 会 規 則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月15日

島根県公安委員会委員長 樋 口 忠 三

島根県公安委員会規則第5号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則(昭和55年島根県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

目次中「第19条」を「第19条の2」に改める。

第6条第1項第3号ケ(イ)中「昭和23年法律第165号」を「昭和22年法律第165号」に改める。

第15条第11号中「(昭和26年法律第185号)」を削る。

第16条第2項第4号中「第17条第2項」を「次条第2項」に改める。

第21条中「(昭和25年法律第100号)」を削る。

別表第2一般国道9号(松江道路)の項の次に次のように加える。

一般国道 9 号 (多伎朝山道路)	出雲市多伎町久村108番 1 先から大田市朝山町朝倉字下田ノ口921番 1 先まで
-------------------	---

別表第 2 一般県道出雲インター線の項の次に次のように加える。

一般県道 出雲多伎インター線	出雲市多伎町多岐118番20地先から出雲市多伎町久村2323番 1 地先まで
----------------	--

附 則

この規則は、平成31年 3 月17日から施行する。